余剰電力売却仕様書

１．概　要

（１）件　　名　　くりりんセンター余剰電力売却

（２）供給場所　　帯広市西２４条北４丁目１番地５　くりりんセンター

（３）発電設備　　廃棄物の焼却施設

出力：蒸気タービン発電機　７，０００ｋW

ガスタービン発電機　１，６００ｋW

（４）供給電気方式等

ア　供給電気方式　　交流３相３線式

イ　供給電圧（標準電圧）　　６０，０００V

ウ　計量電圧（標準電圧）　　６０，０００V

エ　標準周波数　　５０Hz

（５）供給地点

北海道電力株式会社の北芽室１号線第３４号鉄塔より引き込みの十勝圏複合事務組合（以下「甲」という。）所有のくりりんセンター敷地内６６ｋＶ開閉所に施設した甲の受電用断路器送電側端子

（６）電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

供給地点に同じ

２．売却仕様

（１）売却期間　　令和９年４月１日０時から令和１０年３月３１日２４時まで

（２）契約方法　　単価契約

（３）売却電力量区分

期間区分	
夏　　季	７月１日から９月末日
冬　　季	１２月１日から２月末日
その他季	夏季・冬季以外

（４）予定売却電力量

夏　　季	２，９８９，１５８ｋWh
冬　　季	０ｋWh
その他季	４，８１９，０５２ｋWh
合　　計	７，８０８，２１０ｋWh

（５）売却電力量の計量及び検針

ア　電力の売却に対する代金（以下「電力料金」という。）の算定に必要な売却電力量の計量

は、甲の供給場所に設置された取引用電力量計により行うものとする。

イ　毎月の売却電力量の計量期間は、毎月の１日０時から末日２４時までの期間とする。

ウ　電力量の検針は、供給者がアの電力量計で計量し、その結果を受給者に速やかに通知するものとし、受給者はその内容を速やかに確認する。

エ　計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲および電力購入者（以下「乙」という。）が協議して決定するものとする。

（6）電力料金の算定及び支払

ア　乙が甲に毎月支払う電力料金は、（5）で計量された売却電力量に契約単価を乗じて得た額（単位は1円とし、その端数は切り捨てる。）とする。

イ　甲は、前項により算定された電力料金を請求書（納入通知書）により検針日の属する月の１０日までに乙に請求し、乙は同月末日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日（以下「支払期限」という。））に支払うものとする。

３．その他

（1）権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（2）新エネルギー発電設備の廃止

本発電設備は、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成１４年法律第６２号）」（以下「旧ＲＰＳ法」という。）における新エネルギー等発電設備廃止の届出を行なっていることから、売電電力は旧ＲＰＳ法第２条第３項に基づく新エネルギー等電気相当量を含まないものとする。

（3）再生可能エネルギー発電設備認定の終了

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第６条第２項により認定された本発電設備の調達期間は、平成２９年6月３０日に終了している。

（4）売電電力量の増減等

契約期間中に甲の施設において発電した余剰電力量は、甲が仕様書で示した予定売却電力量を上回り、または下回ることができる。

（5）発電計画と実績の差分電力量（インバランス）

乙は、当該発電設備に関する発電計画と実績の差分電力量（インバランス）について、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続及び費用の負担を負うものとする。また、その費用は契約単価に含むものとし、別途インバランスに係る精算は実施しない。

（6）接続供給契約

ア　余剰電力の供給のために別途乙と北海道電力株式会社の接続供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で北海道電力株式会社と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

イ　甲は発電者として接続供給契約を遵守する。

ウ　甲は、乙が接続供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

エ　接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、乙が負担するものとする。

（7）通信設備等の設置

ア　北海道電力株式会社との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産として乙の負担で設置する。

イ　通信設備等の設置場所は、甲乙協議して場所を選定し甲が提供するものとする。

ウ　通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

エ　通信用装置の電源は無償とする。

（8）発電側基本料金

発電側課金については、落札者が一般送配電事業者との間で代理店回収業務委託契約を締結し、組合が落札者を通じて支払うものとする。

（9）ガスタービン運転実績

ガスタービン発電電力は、主に整備期間に所内用として使用され、令和７年度の発電量実績は４９，７００ｋＷｈである。

(10) 非化石価値

非化石価値については、考慮していない電力となる。

(11) 余剰電力の活用

余剰電力の活用について、地域、電力市場の制限は設けていない。

(12) ごみ質分析について

当組合において例年５月、８月、11 月、２月に実施している。なお、ごみ質分析の追加実施を落札者が希望する場合、実施可否については運転維持管理委託事業者を含めた協議が必要となるため、希望通り実施できないことがある。

(13) 当施設へのごみ搬入について

令和 10 年 4 月からごみ処理施設について新たな施設が供用開始となる予定であることから、当施設へのごみ搬入については令和９年 11 月 15 日までで終了する予定である。当施設でのごみの焼却についても令和９年 12 月末までに終了する見込みであり、発電についても令和９年 12 月末に終了となる予定である（状況により、ごみ焼却を終了する時期がずれる可能性がある）。なお、別紙「令和９年度月別余剰電力量（予定）」においては、こうした状況を踏まえ 11 月から余剰電力量を 0 としている。

(14) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、甲乙協議により定める。

(15) 添付資料

別紙　　令和６年度月別余剰電力量実績
　　令和７年度月別余剰電力量実績
　　令和９年度月別余剰電力量（予定）